

中国税務速報

2015年9月20日

●1 「税務調査のランダム抽出検査実施方案の推進」の公布に関する通知

「ランダム抽出検査普及の事中事後監督管理を規範化することに関する国务院弁公庁の通知」の要請を貫徹に実行させるために、国家税務総局は2015年8月25日付で「税務調査のランダム抽出検査実施方案の推進」（税総発（2015）104号）を制定しました。

当該実施方案は、法に基づきランダム抽出検査を行うこと、方法は特定抽出検査と不特定抽出検査の2つであることを規定しました。任意に又は入札により検査職員を選定し、国税、地方税は連携して抽出検査を展開することで、抽出検査成果の高付加価値運用を実現します。計画の統一管理の実行、ITサポートの強化、垂直平行の連携の強化、社会信用体系の相互結合の推進、社会監督の受け入れを規定しました。

各省の税務局は本実施方案の要請に基づき、国弁発（2015）58号文及び本実施方案の具体的な業務スケジュールを作成し、2015年9月15日までに国家税務総局（稽查局）に送付します。後続の業務の進展及び主な成果等の状況については、毎年7月1日及び12月31日までにそれぞれ1回報告を送付します。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c1789546/content.html>

●2 税務行政審査批准制度改革業務のさらなる強化に関する意見

国家税務総局は2015年8月18日付で「税務行政審査批准制度改革業務のさらなる強化に関する意見」（税総発（2015）102号）を公布しました。

当該意見は以下の事項について指摘しました。

- 一、思想の認識をさらに向上させます。審査批准事項の基数は、「行政審査批准事項の公開に関連する業務に関する国家税務総局の公告」（国家税務総局公告2014年第10号、以下「10号公告」と略称）にて公布した審査批准リストを基礎とし、リスト以外にその他審査批准事項は存在しません（地方税務機関だけが実施する行政審査批准事項を除く）。税務総局は法律行政法規に違反しないと言う前提の下、届出等の後続の管理措置を制定する権利を有しています。
- 二、審査批准改革をさらに推進し、改革をさらに強化し、中央が地方の実施する行政審査批准事項を指定すること及び改革の成果を強固なものにすることを全面的に整理します。非行政許可審査批准事項を全面的に取消し、「非行政許可審査批准」の類別を残しません。10号公告が公布した80項の行政許可審査批准事項が全て完全に整理され、その内その他権力事項として列挙されている23項の非行政許可審査批准事項は、権力リスト制度の推進と結合し、引き続き整理と規範業務をします。
- 三、業務メカニズムをさらに健全化し、審査批准リスト動態更新メカニズム、付随業務の同時実行メカニズム及び状況監督検査の実行メカニズムを確立します。
- 四、革新管理方式をさらに創造すること、総合的な税管理の最適化、情報による税管理の深化及び法に基づく税管理の強化を含みます。
- 五、組織のリーダーシップをさらに強化すること、高度の重視、主導的な報告及び協力の強化を含みます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c1779062/content.html>

<http://hd.chinatax.gov.cn/guoshui/action/GetArticleView1.do?id=470337&flag=1>

●3 「輸出入の穏やかな増長促進に関する国務院弁公庁の若干の意見」を貫徹に実行することに関する通知

国家税務総局は2015年8月11日付けで『「輸出入の穏やかな増長促進に関する国務院弁公庁の若干の意見」を貫徹に実行することに関する通知』（税総函（2015）440号）を公布しました。

当該通知は以下の事項について規定しました。

- 一．輸出税還付の進捗をさらに速め、適時に十分な還付税額を確保すること。
- 二．輸出税還付政策及び管理規定の実行にさらに力を入れること。
- 三．輸出税還付サービスの最適化を持続すること
- 四．輸出税還付のアラート評価業務をさらに強化し、厳格にレビューを実施し、輸出還付税を騙し取るという違法行為を厳密に防犯・打撃すること

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c1767345/content.html>

●4 上場会社の配当金の差別化に係る個人所得税政策に関連する問題に関する通知

財政部、国家税務総局及び証監会は2015年9月7日付で「上場会社の配当金の差別化に係る個人所得税政策に関連する問題に関する通知」（財税（2015）101号）を公布しました。

当該通知の規定によると、個人が公開発行及び譲渡市場にて取得した上場会社の株式は、保有期限が1年を超えるものについては、配当所得にかかる個人所得税の徴収が免除されます。保有期限が1ヶ月以内（1ヶ月を含む）の場合、その配当所得の全額を課税所得に含めます。保有期限が1ヶ月以上（1ヶ月を含む）1年以内（1年を含む）の場合、その50%を課税所得として計算します。上述の所得に対しては20%の統一税率を適用して個人所得税を計算します。上場会社が配当金を行う際、1年以内（1年を含む）の持株である個人に対しては、上場会社は個人所得税を控除せず、個人が株式を譲渡した際に控除します。

本通知は2015年9月8日より施行されます。上場会社が支給した配当金の持分登記日が2015年9月8日以降の場合、配当所得は本通知の規定に従い執行されます。本通知の実施日に個人の投資者の証券口座に既に存在している上場会社の株式については、その保有期間は取得日から計算します。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c1797427/content.html>

●5 ファイナンス・リース業界と金融リース業界の発展の促進に関する国務院弁公庁の指導意見

国務院弁公庁は2015年8月31日付けで「ファイナンス・リース業の発展の促進に関する指導意見」（国弁発（2015）68号）を、9月1日付けで「金融リース業界の健全なる発展の促進に関する国務院弁公庁の指導意見」（国弁発（2015）69号）をそれぞれ公布しました。

ファイナンス・リース業の発展の促進に関しては、主要な任務は以下のとおりです。体制メカニズムを改革し、業務プロセスを簡略化し、自由貿易試験区がファイナンス・リース方面において積極的に探索し、先駆けて施行することを支持します。関連業界の資質管理を簡略化します。輸入リース物が配賦額、許可証、自動輸入許可証などの管理と関連する場合、借手が既に関連の資質を備えているという前提の下、ファイナンス・リース会社に購入資質要請を提出しません。広東、天津自由貿易区税関特殊監督管理区域内に登録されているファイナンス・リース企業の輸出入大型設備がクロス税関区と関連する場合、税関異地委託監督管理を実施します。また、発展と革新を速め、事中事後の監督管理を強化します。

金融リース業界の健全なる発展の促進に関しては、以下のことを規定します。国民経済のアップグレードの重要な作用を発揮し、金融リースの特色を強調し、産業融合の協力の優位性を発揮し、産業構成の最適化調整を支持し、サービス水準を高め、基礎施設建設を強化し、付随政策体系を改善し、業界自律を強化し、監督管理体系を改善します。

http://www.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201509/t20150907_1452348.htm

http://www.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201509/t20150908_1452978.htm

●6 上場会社の組織再編、現金配当及び株式の買戻しの奨励に関する通知

証監会、財政部、国資委、銀監会は2015年8月31日付で「上場会社の組織再編、現金配当及び株式の買戻しの奨励に関する通知」（証監発（2015）61号）を公布しました。

当該通知は以下の事項について規定しました。

- 一. 上場会社の組織再編を力強く推進します。市場化改革を推進し、行政審査批准手続を簡略化し、上場会社の組織再編の支払い手段及び融資方法のイノベーションを奨励し、国有支配上場会社が資本市場に依拠して資源の整合を強化することを奨励し、金融の支持力を強化し、情報開示制度をさらに改善します。
- 二. 上場会社の現金配当を積極的に奨励します。健全な現金配当制度を確立し、上場会社の利益分配に占める現金配当の割合を増加させることを積極的に奨励し、税収政策を改善し、監督管理能力を高めます。
- 三. 上場会社が株式を買い戻すことを力強く支持します。

本通知は公布日から施行されます。

http://www.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201509/t20150901_1444425.htm